

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

訓令(教)

目次

29

規則(教)

○東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則	一
○東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則	二
○都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	二
○都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	三
○学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	五
○東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	八
○東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	九
○学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	九
○学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	一〇
○学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	一三
○学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	一三
○東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	一四
○へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	一四
○学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則	一四
○学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	一五

規則(教)

○学校職員の休暇処理に関する規程の一部改正	一
○東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則	一六
○学校職員の在宅勤務等手当に関する規則	一六
○学校職員の休暇手当に関する規則の一部を改正する規則	一五
○東京都立学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正	一八
○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正	一九
○通勤手当支給規程の一部改正	一九
○東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正	一九
○都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正	二〇
○宿日直手当支給規程の一部改正	二〇
○教育関係職員の旅費支給規程の一部改正	二二
○東京都立学校事業決定規程の一部改正	二二
○東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。	二二

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

○東京都教育委員会規則第二号

東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則

第十二条第一項第八号中「及び第十八条の二第一項」を「第十八条の二第一項及び第十八条の三第一項」に、「及び第十七条の二第一項」を「第十七条の二第一項及び第十七条の三第一項」に、「及び介護時間」を「介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同項第十一号中「。以下「学校職員給与条例」という。」第十三条及び第十六条並びに「」第十六条及び「第十二条及び「扶養手当の認定及び」を削除する。

り、同号の次に次の一号を加える。

十一の一 学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）第五条第一項及び職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）第五条第一項の規定による都立学校職員の扶養手当の認定に関すること。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。
令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則（平成十八年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一 東京都中部学校経営支援センターの項中

「 同 王子特別支援学校
同 しいの木特別支援学校
」を
「 同 王子特別支援学校
」に改める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第十四条」と「第十二条の三」とあるのは「第十四条の三」と「第十二条の二第二項、第三項及び第四項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護休暇」に改める。

第二十条を次のように改める。

（子育て部分休暇）

第二十条 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する時間講師（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる時間講師を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

2 時間講師の子育て部分休暇については、勤務時間規則第二十八条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第十九条第二項で準用する勤務時間規則第二十八条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、当該時間講師の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した時間講師が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができると読み替えるものとする。

3 教育委員会は、時間講師が次の各号のいずれにも該当する場合は子育て部分休暇を承認するものとする。

●東京都教育委員会規則第四号

東京都教育委員会

一 一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師

二 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある時間講師

4 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務しているときは、各学校における一週間の所定の勤務日数を通算して当該学校ごとに子育て部分休暇を承認する。

5 子育て部分休暇の承認期間については、当該年度において各学校で承認した期間を通算するものとする。

第二十一条の次に次の二条を加える。

（介護についての申出があつた場合における措置等）

第二十一条の二 介護についての申出があつた場合における措置等については、勤務時

間条例第十八条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「請求又は申請（次条において「請求等」という。）」とあるのは「申請」と読み替えるものと

する。

（勤務環境の整備に関する措置）

第二十一条の三 勤務環境の整備に関する措置については、勤務時間条例第十八条の五の規定を準用する。この場合において、同条中「請求等」とあるのは「申請」と読み替えるものとする。

第二十二条第一項第一号中「額」の下に「及び学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬」を加え、同項第二号中「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」

に改め、同条第五項中「二千六百円」を「七千百円」に改め、同項を同条第六項として、同条中第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

● 東京都教育委員会規則第五号

東京都教育委員会

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第十四条」との下に「、「第十二条の三」とあるのは「第十四条の三」と

位未満の端数を生ずるときは、その端数が五十銭以上のときは一円とし、五十銭未満のときは切り捨てる。）の合計額」を加える。

第三十条第一項中「第一種報酬」の下に「（給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第三十六条第二項第三号中「含む。）」の下に「から勤務を割り振られていない日を除いた日」を加え、同条第三項第三号中「部分休業」の下に「及び条例第五条第一項第五号に規定する子育て部分休暇」を加える。

第三十七条第一項中「一万分の一万一千百四十七・五」を「一万分の一万六百九十二・五」に、「第三条の四第一項第三号」を「第三条の四第一項第四号」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第四十二条第三項中「第十九条」の下に「、第二十条、第二十一条の二、第二十二条の三」を加える。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則第十八条の二に規定する子どもの看護等休暇に係る請求等及び同規則第二十条に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

在宅勤務等手当に相当する報酬の額を一月当たりの所定の勤務時間で除して得た額（円）

第二十二条の二の次に次の二条を加える。

(子育て部分休暇)

第二十二条の三 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する日勤講師（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる日勤講師を除く。）が当該子を養育するため申請した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

2 日勤講師の子育て部分休暇については、勤務時間規則第二十八条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する日勤講師について定められた勤務時間」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十二条の二第二項で準用する勤務時間規則第二十八条の二」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とする。この場合において、当該日勤講師の任期満了後、任命権者と同じくする職に引き続き任用されることが決定した日勤講師が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

3 教育委員会は、日勤講師が一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある場合に子育て部分休暇を承認するものとする。

第二十四条中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。
第二十五条の次に次の二条を加える。

(介護についての申出があつた場合における措置等)

第二十五条の二 介護についての申出があつた場合における措置等については、勤務時間条例第十八条の四の規定を準用する。

(勤務環境の整備に関する措置)

第二十五条の三 勤務環境の整備に関する措置については、勤務時間条例第十八条の五の規定を準用する。

第二十六条第一項第一号中「額」の下に「、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）第十四条の三に規定する在宅勤務等手當に相当する報酬」を加え、同項第二号中「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、同条第四項中「準用し、別表第三に定める額」の下に「及び給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手當に相当する報酬」を、「算定方法は、別表第三に定める額」の下に「及び給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手當に相当する報酬の額の合計額」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二条を加える。

2 給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手當に相当する第一種報酬については、給与条例第十四条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「所定の勤務時間」と読み替えるものとする。
第三十四条第一項中「定める額」の下に「及び給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手當に相当する報酬の額の合計額」を加える。
第三十四条第一項中「第一種報酬」の下に「給与条例第十四条の三に規定する在宅勤務等手當に相当する報酬及び」を加える。
第四十条第二項第三号中「含む。」の下に「から勤務を割り振られていない日を除いた日」を加え、同条第三項第三号中「部分休業」の下に「及び条例第十条において準用する条例第五条第一項第五号に規定する子育て部分休暇」を加える。
第四十一条第一項中「一万分の一萬一千百四十七・五」を「一万分の一萬六百九十二・五」に、「第三条の四第一項第三号」を「第三条の四第一項第四号」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。
第四十六条第三項第一号中「第二十二条の二第一項及び第三項」の下に「、第二十二条の三第一項及び第三項」を加え、同項第二号中「並びに第二十五条において準用する勤務時間規則第三十条第二項、第二十五条の二において準用する勤務時間規則第十八条の四第一項及び第二項並びに第二十五条の三において準用する勤務時間規則第十八条の五」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十一条に規定する子どもの看護等休暇に係る請求等及び同規則第二十二条の三に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

◎東京都教育委員会規則第六号

- 1 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の二第五項第二号中「三歳」を「小学校就学の始期」に改める。

第二十三条の三の見出しを「（子どもの看護等休暇）」に改め、同条第一項中「子ど

- 3 もの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に、「ため又は」を「ため、」に改め、「受けさせるため」の下に「、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の

- 4 規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴うその子の世話をを行うため又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をするため」を加え、同条第二項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

- 5 第二十七条第一項中「七月一日から九月三十日まで（条例第四条第二項に定める職員については、六月一日から十月三十一日まで）」を「六月一日から十月三十一日まで」に改める。

第二十七条の二第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条の二第三項中「規定する育児時間」の下に「、次条に規定する子育て部分休暇」を、「当該育児時間」の下に「、子育て部分休暇」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(子育て部分休暇)

- 1 第二十八条の三子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。
- 2 前条に規定する介護時間を承認している職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 子育て部分休暇の請求は、別記第七号様式により行うものとする。
- 4 教育委員会は、子育て部分休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、証明書類の提出を求めることができる。
- 5 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を承認している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなつた場合は、その効力を失う。
- 6 教育委員会は、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、既に承認した子育て部分休暇を取り消すものとする。
 - 1 子育て部分休暇を承認されている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつたとき。
 - 2 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。
 - 3 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。
- 7 子育て部分休暇を承認している職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。
 - 1 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
 - 2 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなつた場合

- 11 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなつた場合
8 前項の規定による届出は、別記第八号様式により行へる。
9 第四項の規定は、第七項の届出について準用する。
「第十九条の二中「第十八条の二」を「第十八条の三」に改める。
第三十一条中「第三十条第二項」を「第二十八条の三第四項、第六項及び第七項、第三十条第二項」に改める。
- 別記第六号様式(表)「規定する部分休業又は」「規定する部分休業、」に於く、「規定する部分休業又は同規則第28条の3に規定する子育て部分休暇」を加へ、「又は育児時間」又は「育児時間又は子育て部分休暇」に於く、同様式の次に次の二様式を加へる。

第7号様式(第28条の3関係)(表)

子育て部分休暇承認請求書		提出月日	年月日
		(承認権者)	
氏名	殿	所属	氏名
1 請求に係る子 続柄	生年月日	年月日生	
	期間	午前時 分から時 分まで	午後時 分から時 分まで
2 請求期間 及び時間	年月日から年月日まで	□毎日 (その他)	午前時 分から時 分まで
3 備考	年月日まで	□毎日 (その他)	午後時 分から時 分まで

次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。

- (注) 1 請求に当たつては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「3 備考」欄に記入すること。
3 子育て部分休暇の承認について、職員の申請に基づき変更又は取消しを行つた場合は、その旨を裏面に記すこと。
4 該当する□には、レ印を記入すること。

(裏)

第8号様式（第28条の3関係）

卷之三

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十七条の二第三項第一号の改正規定は同年六月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第七条の二の二（都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）第十九条の四及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）第十条において準用する場合を含む。）に規定する超過勤務の免除、改正後の規則第二十三条の三に規定する子どもの看護等休暇及び改正後の規則第二十八条の三に規定する子育て部分休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改定する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七号

- 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一
部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条及び第二十一条（見出しを含む。）中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第三十三条を第三十五条とし、第三十二条を第三十四条とする。

第三十一条中「及び第二十八条」を「、第二十八条及び第三十条」に改め、同条を第

三十三条とする。

第三十条 子育て部分休暇については、規則第二十七条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規則第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。」この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

（子育て部分休暇）

第三十一条 教育委員会が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十九条の規定を準用する。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（介護についての申出があつた場合における措置等）

第三十六条 介護についての申出があつた場合における措置等については、条例第十七条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「申告、請求」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十七条 勤務環境の整備に関する措置については、条例第十七条の五の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十一条に規定する子どもの看護等休暇に係る請求等及び同規則第三十

条に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条及び第二十一条（見出しが含む。）中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第三十三条を第三十五条とし、第三十二条を第三十四条とする。

第三十一条中「及び第二十八条」を「、第二十八条及び第三十条」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

（子育て部分休暇）

第三十条 子育て部分休暇については、規則第二十八条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中

「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規則第二十八条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

（子育て部分休暇を承認することができる職員）

第三十一条 教育委員会が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十九条の規定を準用する。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（介護についての申出があった場合における措置等）

第三十六条 介護についての申出があつた場合における措置等については、条例第十八条の四の規定を準用する。

（勤務環境の整備に関する措置）

第三十七条 勤務環境の整備に関する措置については、条例第十八条の五の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十一条に規定する子どもの看護等休暇に係る請求等及び同規則第三十条に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第九号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八条）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

（教育職給料表の五級以上の職員に相当する職員）

第四条の二 条例第十二条第三項第二号に規定する教育委員会規則で定める職員は、次

東京都市報

に掲げる職員とする。

- 一 事務職員給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員
- 二 技術職員給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級である職員

員

(扶養親族に係る届出)

第四条の三 新たに条例第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、その旨を速やかに教育委員会に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第五条第一項中「条例第十三条第一項」を「前条第一項」に改め、「とする。」の下に「前条第二項に規定する場合においても、同様とする。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(扶養手当の支給の始期及び終期)

第五条の二 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日(教育委員会が定める月)にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第四条の三第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定

する場合について準用する。

第六条の前に見出しとして「(届出の様式等)」を付し、同条第一項中「条例第十三条第一項」を「第四条の三」に、「二に」を「いずれかに」に改める。

第十二条第一項第三号を次のように改める。

三 在宅勤務等手当

第十二条第二項第一号中「十八」を「十九」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(令和七年改正条例附則第一条の規定が適用される間の読み替え)

2 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の学校職員の給与に関する条例施行規則第四条の二、第四条の三、第五条及び第五条の二の規定の適用については、同規則第四条の二中「条例」とあるのは「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和七年東京都条例第四十四号)附則第二条の規定により読み替えられた条例(以下「読み替え後の条例」という。)」と、第四条の三、第五条及び第五条の二中「条例」とあるのは「読み替え後の条例」とする。(学校職員の給与に関する条例第十二条第三項第一号に規定する教育委員会規則で定める職員を定める規則の廃止)

3 学校職員の給与に関する条例第十二条第三項第一号に規定する教育委員会規則で定める職員を定める規則(平成二十九年東京都教育委員会規則第四号)は、廃止する。

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第十号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則(昭和四十三年東京都教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の三中「東京都の部に規定する支給地域」を「支給割合が百分の二十」に改め、「別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）にあつては」及び「を、別表上欄に掲げる支給地域以外の地域（以下「支給地域以外の地域」という。）にあつては百分の九」を削る。

第二条の四第一項中「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「都外地域」を「別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十以外の地域」に、「東京都の部に規定する支給地域」を「支給割合が百分の二十である地域」に改め、「場合」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員であつて、地方公務員法第二十二条の四第一項の規定による採用の前日に区部・多摩地域等に在勤していた者にあつては、当該在勤していき期間と当該採用の直後に区部・多摩地域等に在勤していた期間とを合算した期間が六箇月を超えることとなる場合を含む。）」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 地方公務員法第二十二条の四第一項の規定による採用の前日に区部・多摩地域等に在勤していた定年前再任用短時間勤務職員が当該採用の日在勤する地域が別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十以外の地域である場合、当該採用を異動とみなして、前項の規定を適用する。

3 定年前再任用短時間勤務職員で次の各号に掲げる職員については、地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用される前における勤務と定年前再任用短時間勤務職員としての勤務とが引き続くものとみなして、第一項の規定を適用する。

一 別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域であつて、支給割合が百分の二十以外の地域（以下「島しょ地域」という。）に勤務する者のうち、地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用される前から引き続き島しょ地域に勤務する者

二 別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）で勤務する者のうち、地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用される前から引き続き都外地域に勤務する者

別表東京都の部奥多摩町の項の次に次のように加える。

奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御藏島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村	百分の十六
---	-------

別表中「百分の十二」を「百分の十六」に改める。
（施行期日）
附 則

1 この規則は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 島しょ地域（この規則による改正後の学校職員の地域手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の四第三項第一号に規定する島しょ地域をいう。以下同じ。）に勤務する職員（改正後の規則第二条の二から第二条の四までの規定により地域手当の支給額の定められる職員を除く。）の地域手当の支給額は、令和十年三月三十一日までの間、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、合計額（同条に規定する合計額をいう。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額とする。

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	百分の四
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の八
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	百分の十二

3 都外地域（改正後の規則第二条の四第三項第二号に規定する都外地域をいう。以下同じ。）に勤務する職員（改正後の規則第二条の二から第二条の四までの規定により地域手当の支給額の定められる職員を除く。）の地域手当の支給額は、令和十年三月

三十一日までの間、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、合計額に百分の十二を乗じて得た額とする。

4

改正後の規則第二条の三及び第二条の四第一項の規定により地域手当の支給額の定められる職員のうち島しょ地域に勤務する職員の地域手当の支給額は、令和十年三月三十一日までの間、改正後の規則第二条、第二条の三及び第二条の四第一項の規定にかかわらず、合計額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額とする。

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の九
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	百分の十六

5 島しょ地域に勤務する職員であつて、都外地域及び地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）の別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「学校職員以外の職員の都外地域」という。）から異動後三年以内の者（改正後の規則第二条の四第一項に規定する異動後三年以内の者をいう。）（改正後の規則第二条の三及び第二条の四第一項並びに前項の規定により地域手当の支給額の定められる職員を除く。）の地域手当の支給額は、令和九年三月三十日までの間、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、同条の合計額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額とする。

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	百分の五・四
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の十二

6 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定による採用の前日に都外地域及び学校職員以外の職員の都外地域に在勤していた定年前

再任用短時間勤務職員が当該採用の日に在勤する地域が島しょ地域である場合、当該採用を異動とみなして、前項の規定を適用する。

7 改正後の規則第二条の四第二項及び第三項並びに前項の規定は、施行日以降に地方

公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員について適用する。

8 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」と

いう。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、改正後の規則第二条の三に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第二条の四第二項及び附則第六項の規定を適用する。

9 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用（令和七年四月一日以降の採用に限る。以下同じ。）された職員（以下「暫定再任用職員」という。）又は改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用（令和七年四月一日以降の採用に限る。以下同じ。）された職員（以下「暫定再任用勤務職員」という。）又は改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用（令和七年四月一日以降の採用に限る。以下同じ。）された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）で島しょ地域に勤務する者の中、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者若しくは同法第二十八条の七の規定により勤務した後退職した者で退職前から引き続き島しょ地域に勤務するもの又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後定年退職日相当日（同法第二十二条の四第一項に規定する定年退職日相当日をいう。以下同じ。）に退職した者で退職前から引き続き島しょ地域に勤務するものにあつては退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続くものと、同法第二十二条の四第一項の規定により採用される前から引き続き島しょ地域に勤務していた定年前再任用短時間勤務職員であつて、定年前再任用短時間勤務職員として勤務した期間中引き続き島しょ地域に勤務した後定年退職日相当日に退職した者で退職前から引き続き島しょ地域に勤務するものにあつては定年前再任用短時間勤務職員として採用される前に島しょ地域に勤務していた期間と退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続くものと、それ以外の者にあつては暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務が引き続くものとみなして、改正後の規則第二条の四第一項及び附則第五項の規定を適用する。

10 前項の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員で都外地域に勤務する者について準用する。この場合において、前項中「島しょ地域」とあるのは、「都外地域」と読み替えるものとする。

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十一号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十二条第二項第一号」を「第十三条の三第一項第二号」に改める。
 第五条第一号を削り、同条第二号中「学校を異にする異動又は在勤する学校の移転」を「条例第十四条の二第一項に規定する異動等（以下この条において「異動等」という。）」に、「異動又は学校の移転」を「異動等」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号から第六号までの規定中「学校を異にする異動又は在勤する学校の移転」及び「異動又は学校の移転」を「異動等」に改め、同条中第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、第八号を第六号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の学校職員の単身赴任手当に関する規則第五条の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者についても適用する。（学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正）

3 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年東京都教育委員会規則第四十号）の一部を次のように改正する。
 附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十二号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

別表第一10の部(1)の項中「オートモビル工学科」を「ものづくり工学科」に改め、同表13の部(2)の項中「修学旅行等」の下に「又は教育委員会（東京都教育委員会又は区市町村教育委員会をいう。以下同じ。）その他の公的機関、公共的機関若しくは民間団体等が実施する事業（当該事業に参加しようとする学校において、学校教育活動の一環として位置付けたものに限る。以下同じ。）」を加える。

別表第二(2)の項中「修学旅行等」の下に「又は教育委員会その他の公的機関、公共的機関若しくは民間団体等が実施する事業」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの規則による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなつた特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。（有害薬品取扱手当に関する措置）

3 施行日からオートモビル工学科に在学している者が当該学科に在学しなくなるまでの間における、この規則による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則別表第一10の項の規定の適用については、同項中「ものづくり工学科」とあるのは、「オートモビル工学科、ものづくり工学科」とする。

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第十三号

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第十四号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「へき地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における」
を「次の各号に掲げる職員の」に、「前条の規定によるへき地手当の月額からその職員
に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た」を「当該各号
に定める」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二号を加える。

一 学校職員の地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第十七
号）第二条に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定によるへき地手
当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額
(前条の規定によるへき地手当の月額を限度とする。) を減じて得た額

二 学校職員の地域手当に関する規則第二条の三又は第二条の四に定める額の地域手
当の支給を受ける職員 前条の規定によるへき地手当の月額からその職員に支給す
ることとされている地域手当の月額に百分の五十五（以下「調整割合」という。）
を乗じて得た額（前条の規定によるへき地手当の月額を限度とする。）を減じて得
た額

第七条中「第四条」を「第四条第一号」に改め、「相当する額」の下に「、同条第二
号の規定による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額」を加える。

別表第一 五級地の部小笠原村立母島小学校の項を削り、同部小笠原村立母島中学校
の項中「小笠原村立母島中学校」を「小笠原村立母島小中学校」に改める。

附 則

1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、令
和七年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後のへき地手当等に関する規則（以下「改正後の規則」とい
う。）の適用については、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間、改
正後の規則第四条第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の四十三」とする。

学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第十五号

学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の宿日直手当支給に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十
四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

勤務区分	単位	支給額
宿日直勤務に服した学校職員	一回につき	六、一〇〇円

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

- 2 この規則による改正後の学校職員の宿日直手当支給に関する規則の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十六号

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都教育委員会規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十一条の二第三項第一号」を「第二十一条の二第三項」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項に次の一号を加える。

三 任期付職員採用条例第二条第一項の規定により採用された職員については、任期付職員採用条例第四条第一項の給料表の号給に応じ、それぞれ次に定める額
付職員採用条例第四条第一項の給料表の号給に応じ、それぞれ次に定める額
イ 五号給又は六号給 六千円
ロ 三号給又は四号給 一万円
ハ 一号給又は二号給 八千円

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 次に掲げる場合には、条例第二十一条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。
一 条例第二十一条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合
二 条例第二十一条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

第三条第二項を削り、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
条例第二十一条の二第三項第一号の教育委員会規則で定める額は、次に定める額とする。
一 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員で条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当の支給を受けるものについては、その占める職に応じて同条第二項及び管理職手当支給に関する規則（昭和三十三年東京都教育委員会規則第二十一号。以下「管理職手当支給規則」とい

う。）の規定により定められた管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ 区分六、区分七又は区分九 一円
ロ 区分十 八千円

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和七年三月三十一日

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和七年三月三十一日

東京公報

● 東京都教育委員会規則第十七号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第四項第三号中「部分休業」の下に「及び勤務時間条例第十八条の三に規定する子育て部分休暇」を加える。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万五千」を「一万分の二万四千五百」に改め、同項第六号中「一万分の五千四百」を「一万分の五千百七十五」に、「一万分の七千」を「一万分の六千五百」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千百十七・五」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「一万分の六千二百三十」を「一万分の六千七・五」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「一万分の一万一千二十五」を「一万分の九千五百五十二・五」に、「一万分の一万七千」を「一万分の一万六千五百」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「一万分の一万九百二・五」を「一万分の九千六百三十五」に、「一万分の一万八千」を「一万分の一万七千五百」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第一百六十一号）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員 職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万八千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

第三条の四第二項中「及び第四号」を「、第二号又は第五号」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「第二号、第三号、第五号又は第六号」を「第三号、第四号、第六号又は第七号」に、「一に」を「いずれかに」に改める。
別表第一介護時間に相当する休暇の項の次に次のように加える。

子育て部分休暇に相当する休暇

子育て部分休暇

東京都教育委員会

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第十八号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中

同	八王子特別支援学校	知的障害	小学部
同	しいの木特別支援学校	知的障害	中学部
同	知的障害	小学部	中学部
同	小学部	中学部	高等部
普通科			

改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第十九号

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「条例」という。）第十四条の三の規定に基づき、在宅勤務等手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

（在宅勤務等の場所）

第二条 条例第十四条の三第一項の教育委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 職員が介護を行う要介護者の自宅

二 前号に掲げる場所に準ずる場所として所属長が認めるもの（正規の勤務時間から除かれる時間）

第三条 条例第十四条の三第一項の教育委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）第十一條の四第一項に規定する超勤代休時間又は条例第十六条第一項に規定する休日に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があつた時間

（一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間）

第四条 条例第十四条の三第一項の教育委員会規則で定める期間は、三箇月とする。（確認）

第五条 所属長は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例

第十四条の三第一項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行ふ場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 所属長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（支給方法等）

第六条 在宅勤務等手当の支給については、次項から第四項までに定める場合を除き、給料支給の例による。

2 月の初日において、条例第二十二条に規定する職員その他の在宅勤務等手当を支給できない場合に該当する職員には、その月の在宅勤務等手当を支給しない。

3 在宅勤務等手当の額は、条例第十条の規定により給料額が日割りによつて計算される場合においても、日割りによつて計算しない。

4 職員が所属長を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日における職員の所属長において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

（支給期間等）

第七条 職員が新たに条例第十四条の三第一項の職員たる要件を具备すると認められた場合には、同項に規定する教育委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなつたと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなつたと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

（委任）

第八条 この規則の実施に關し必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

訓 令（教）

●東京都教育委員会訓令第二号

都立高等学校

公立中等教育学校

公立特別支援学校

公立中学校

学校職員の休暇処理に関する規程(平成十五年東京都教育委員会訓令第五号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

公立小学校
公立義務教育学校
公立共同調理場

別表一 二十の項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、同表中三十一の項から四十八の項までを三十二の項から四十九の項までとし、同表三十の項中「三十一」を「三十二」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表二十九の項の次に次のように加える。

三十 子育て部分休暇

子部

別表二中「第八条」を「第七条」に改める。

別表三中「第八条」を「第七条」に、同表十七の項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、同表中二十八の項から四十五の項までを二十九の項から四十六の項までとし、同表二十七の項中「二十八」を「二十九」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表二十六の項の次に次のように加える。

〔子どもの
看護休暇の
付与日数〕

二十七 子育て部分休暇

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第四号

子部

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

- 1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の学校職員の休暇処理に関する規程別記第一号様式及び別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都教育委員会訓令第三号

教 育 事 務 所 庁
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

都 立 高 等 学 校
都 立 中 等 教 育 学 校
都 立 特 別 支 援 学 校
都 立 中 学 校
都 立 小 学 校

東京都立学校職員出勤記録整理規程(昭和三十六年東京都教育委員会訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会職員出勤記録及び出勤簿整理規程(昭和四十七年東京都教育委員会訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

別表二十の項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、同表中三十の項から五十の項までを三十二の項から五十一の項までとし、同表三十の項中「三十

一」を「三十二」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表二十九の項の次に次のよう
に加える。

三十 子育て部分休暇

子部

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第五号

教	事	教	都	教	事	教	都
育	育	育	立	育	育	育	立
事務所	立中等教育学校	事務所	立中等教育学校	事務所	立中等教育学校	事務所	立中等教育学校
教	公立特別支援学校	育	公立義務教育学校	事	公立小学校	教	公立小学校
育	公立共同調理場	事務	公立義務教育学校	業	校	育	校
事務所	公立義務教育学校	教	公立義務教育学校	出張所	教	事務所	出張所
教	公立義務教育学校	育	公立義務教育学校	教	事務所	教	事務所
育	公立義務教育学校	事務所	公立義務教育学校	育	事務所	育	事務所

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都教育委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

通勤手当支給規程（昭和三十三年東京都教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

改正する。

第一条中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に、「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改める。

第八条第二項中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に、「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

第九条第三項中「第十五条第三号」を「第十六条第三号」に改める。

第十一条第一項中「第十五条第三号」を「第十六条第三号」に、「第十七条」を「第十八条」に改め、同条第二項中「第十五条第四号」を「第十六号」に、「第十七条」を「第十八条」に改める。

第十二条中「第十九条」を「第二十条」に、「第十七条」を「第十八条」に改める。

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式（表）中

「子どもの
看護休暇の
付与日数」

を

「子どもの
看護等休暇
の付与日数」

に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第六号

●東京都教育委員会訓令第七号

東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程（昭和六十二年東京都教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

教育庁 出張所

東京都教育委員会

第四条中「特地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における」を

「次の各号に掲げる職員の」に、「前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た」を「当該各号に定める」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二号を加える。

一 地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）第二条に定める額の

地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

二 地域手当に関する規則第二条の三又は第二条の四に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に百分の五十五（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

第七条中「第四条」を「第四条第一号」に改め、「相当する額」の下に「、同条第二号の規定による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額」を加える。

一 地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）第二条に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

二 地域手当に関する規則第二条の三又は第二条の四に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に百分の五十五（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

1 この訓令は、令和九年四月一日から施行する。

2 この訓令による改正後の東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程（以下「改正後の規程」という。）の適用については、令和九年四月一日から令和十年三月三十日までの間、改正後の規程第四条第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の四十三」とする。

附 則

- 1 この訓令は、令和九年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程（以下

「改正後の規程」という。) の適用については、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間、改正後の規程第四条第一号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の四十三」とする。

● 東京都教育委員会訓令第九号

教育関係職員の旅費支給規程
(昭和四十八年東京都教育委員会訓令第十八号) の一部
を次のように改正する。

東京都教育委員会

宿日直手当支給規程（昭和三十四年東京都教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のよう
に改正する。

令和七年三月三十一日

第一条の表を次のように改める。

勤務区分	単位	支給額
宿日直勤務に服した職員	一回につき	六、一〇〇円

附則

- 1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。
2 この訓令による改正後の宿日直手当支給規程の規定は、令和七年四月一日以後の日
から始まる宿日直勤務について適用する。

「権者が定める地域」を削る。
第四条を削り、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（用語）

第三条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

条中「の規定により、旅行取消し等の場合に支給する旅費の額は、次に規定する額によ

る」を「に規定する任命権者が定めるものは、条例第二十四条第二項の規定により旅費

車賃として支払つた金額又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払

●東京都教育委員会訓令第十号

む。）については、条例第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十二条第一項各号及

び第十二条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第六条の規定により計算した額と現に支払った額」に、「払いもどし手続」を「払戻手続」に、「払いもどし」を「払戻し」に、「できなかつた額」を「できない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額の合計額」に改め、同号ただし書を削り、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）

家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び渡航雜費については、当該各種目について条例第六条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第十九条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手續をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手續をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

第六条の見出しを「（旅費額を喪失した場合における旅費）」に改め、同条中「の規定により、旅費額の全部又は一部を喪失した場合に支給する旅費の額」を「に規定する任命権者が定める金額」に、「規定する額による」を「掲げる金額とする」に改め、同条ただし書を削り、同条第一号中「輸送機関」を「交通手段」に、「等の切符類」を「、航空券等」に改め、「（以下「切符類」という。）」を削り、「以下本条」を「次号」に改め、同条第二号中「（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額とする。）」を削る。

第七条の見出し中「様式」を「記載事項又は記録事項」に改め、同条中「第四条第六項」を「第四条第四項」に、「旅行命令簿等の様式は、次の各号に掲げる様式」を「任命権者が定める事項は、旅行命令権者名、発令年月日、旅行月日、旅行用務及び旅行先」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 旅行命令簿等は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属局部課、職層名、職務の級、氏名、旅費の受領者名、旅行命令簿との内容の一一致を確認した確証

及び別表第三において同じ。）及び氏名並びに概算払及び精算払に係る支給額を記載し、又は記録する。

3 旅行命令簿等は、備考欄を設け、旅行命令等の変更をする場合には、旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載し、又は記録する。

第八条から第十一条の二までを削る。

第七条の五の見出し中「手続」を「に係る期間」に改め、同条中「第十三条の二第二項及び第三項」を「第七条第二項及び第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第七条の四第一項中「前三条」を「第七条、第九条及び前条」に、「旅費請求手続の様式」を「請求書等若しくは資料」に改め、同条第二項中「第十三条の二第四項」を「第七条第四項」に改め、同条を第十一條とする。

第七条の三の見出しを「（旅行命令簿及び請求書の特例）」に改め、同条中「内国旅行」を「前条第一項第五号に掲げる場合を除くほか、内国旅行」に、「旅費請求手続の様式」を「請求書」に、「第七号様式」を「旅行命令簿兼旅費請求内訳書（以下「命令簿兼請求書」という。）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 命令簿兼請求書に記載又は記録をする事項は、旅行命令権者名、旅行月日、旅行時間、旅行用務、旅行先及び旅行の経路とする。

3 命令簿兼請求書は、職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属局部課、職層名、職務の級、氏名、旅費の受領者名、旅行命令簿との内容の一一致を確認した確証者名及び請求額を記載し、又は記録する。

第七条の三を第十条とする。

第七条の二の見出しを「（請求書等及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項等）」に改め、同条中「第十三条の二第一項」を「第七条第一項」に、「旅費請求手続等の様式」を「請求書等」に、「様式と」を「請求書等と」に改め、同条第一号中「第四号様式（一）及び（二）」を削り、同条第四号を削り、同条第三号中「第五号様式（乙）」を削り、「外国用」を「（外国用）に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第五号様式（甲）（一）」を削り、「内国用」を「（内国用）に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 外国旅行の出張の場合 外国旅費請求内訳書兼領収書

第七条の二に次の二号を加える。

五 条例第三条第七項に係る旅費に相当する金額を請求する場合 当該金額に係る旅費に応じた前各号に掲げる請求書

第七条の二に次の六項を加える。

2 条例第七条第一項に規定する必要な資料の種類は、別表第二のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第四項に規定する請求書に相当するものをもつて、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。

3 条例第七条第五項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第三の上欄に掲げる請求書等の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項及び別表第四の上欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

4 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第三中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載又は記録をされ、かつ、支出担当者が認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもつて、第一項第五号に掲げる請求書に代えることができる。

5 旅行命令権者及び支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書等を提出した場合には、その請求等内容が適切であるかを確認するものとする。

6 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出担当者等は、旅行者に対しても必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

7 第一項第五号に掲げる場合を除くほか、支出担当者等は、旅費を支給した場合には、その受領者に対して、受領に係る記載又は記録をさせるものとする。

（口頭による旅行命令等の要件）

第八条 条例第四条第四項に規定する任命権者が定める出張は、別表第一の上欄に掲げる在勤地の所在地に対応する同表の下欄に定める地域に存する用務地を旅行先とする出張とする。

第十一條の三中「（研修受講及び健康診断受診等のために旅行する場合を含む。）」を削り、同条を第十七条とし、第十二条の次に次の四条を加える。

（鉄道賃に係る鉄道）

第十三条 条例第九条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する軌道事業の用に供する鉄道に類するもの

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道に類するもの

三 外国における前二号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

第十四条 条例第十条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（航空賃に係る航空機）

第十五条 条例第十二条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

（特定航空移動等）

第十六条 条例第十二条第一項第一号に規定する任命権者が定めるものは、一の旅行区间における飛行時間が八時間以上の移動とする。

本則に次の八条を加える。

（自宅宿泊に係る宿泊手当の制限）

第十八条 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をい）に宿泊する場合には、宿泊手当は支給しない。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第十九条 同一市町村内(特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内)における在勤地の変更に伴う旅行については、公設宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(渡航雑費の細則)

第二十条 条例第十九条に規定する任命権者が定める費用は、次に掲げる費用(公務のため特に必要とするものに限る。)とする。

一 保険料

二 医薬品の購入に係る費用

三 携行品の購入に係る費用

四 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

五 条例第十九条に規定する費用に類する又は付随する費用

(退職者等の旅費の細則)

第二十一条 条例第二十一条第一項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げる旅費とする。

一 条例第三条第二項第一号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

イ 職員が出張のための内国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、

退職等となる前の職務の級の者(職員が指定職職員であつた場合には、当該者をいう。口、第三号及び第三項において同じ。)として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、

退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

二 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第三条第二項第一号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員の

本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号イの規定に準じた旅費のほか、次号ハ又はニ及び次項の規定に準じた旅費

三 条例第三条第二項第五号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費

イ 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費(着後滞在費を除く。)

ロ 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(1) ロの規定に準じた旅費
(2) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(1)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費

二 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(1) 出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
(2) イの規定に準じた旅費

2 前項第三号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となつた場合において条例第三条第二項第五号の規定により支給する旅費は、前項第三号の規定に準じて旅行命令権者が任命権者に協議して定めるものとする。

3 条例第二十一条第二項に規定する任命権者が定めるものは、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費を除く。)とする。ただし、その額は、旧任命権者の在勤地を帰住地とみなして計算した額を超えることができない。(遺族等の旅費の細則)

第二十二条 条例第二十二条に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げる旅費とする。

一 本邦在勤の職員が条例第三条第二項第三号の規定に該当する場合において、同号

の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、

赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

二 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第三条第二項第三号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第四号イの規定に準じた旅費

三 条例第三条第二項第四号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰居住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への

出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

四 条例第三条第二項第六号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費

イ 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、

赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

五 条例第三条第二項第七号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰居住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）

六 条例第三条第二項第八号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第一号から第五号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第二条第一項第八号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。（給与の種類）

第二十三条 条例第二十六条第二項に規定する給与の種類は、次の各号に掲げる給与とする。

一 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）に規定する給料、

給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（同条例第十三条の三第一項の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び農林漁業普及指導手当又はこれらに相当する給与

二 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）に規定する給料、給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（同条例第十五条の三第一項の規定による手当を含む。）、産業教育手当、定期制通信教育手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び義務教育等教員特別手当

三 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十七年東京都条例第十二号）に規定する教職調整額

（本邦通過の場合の旅費）

第二十四条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出发し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、条例第十八条第一項第一号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。（年度経過等による区分）

第二十五条 移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

別表第一 口頭による旅行命令等の対象となる旅行先（第八条関係）

別表第一 口頭による旅行命令等の対象となる旅行先（第八条関係）

在勤庁の所在地	地域
東京都	島しょを除く都内の全地域

区分	別表第二 請求書又は精算書に添付する資料(第九条関係)	一 鉄道賃	二号から第六号までに掲げる費用(運賃の等級が区分に限る。)
条例第九条第一項第一号に掲げる運賃	添付する資料(運賃の等級及び額を証明するに足る資料その支払を証明するに足る資料)	武藏野市、三鷹市、小金井市、国分寺市、国立市、立川市、調布市、府中市、稲城市、多摩市、西東京市、小平市、東久留米市、東村山市、清瀬市、狛江市及び町田市の区域内	埼玉県 千葉県 神奈川県 川崎市 横浜市 市川市 船橋市 習志野市 松戸市 流山市 柏市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市 和光市 朝霞市 戸田市 新座市 志木市 富士見市 蕨市 川口市 さいたま市 吉川市 春日部市 三
一 鉄道賃	添付する資料(運賃の等級及び額を証明するに足る資料その支払を証明するに足る資料)	八王子市、日野市、昭島市、あきる野市、東大和市、武蔵村山市、福生市、青梅市、羽村市及び西多摩郡の区域内	東京都 埼玉県 神奈川県 川崎市 相模原市 和光市 戸田市 蕨市 川口市 さいたま市 朝霞市 新座市 志木市 富士見市 ふじみ野市 入間郡三芳町 所沢市 入間市 狹山市
二 船賃	二号から第五号までに掲げる費用(運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。)	新島村を除く島しょの区域内	島しょを除く都内の全地域
三 航空賃	二号から第五号までに掲げる費用(運賃の等級及び額を証明するに足る資料)	新島村	島しょを除く都内の全地域
四 その他の交通費	二号から第五号までに掲げる費用(運賃の等級及び額を証明するに足る資料)	千葉県市原市	千葉県 東京都 山梨県 埼玉県 東京都 上野原市 市原市 袖ヶ浦市 木更津市 君津市 長南町 茂原市 長柄町
五 宿泊費	二号から第五号までに掲げる費用(運賃の等級及び額を証明するに足る資料)	新島村	それぞれ一島の区域の全地域
六 包括宿泊費	二号から第五号までに掲げる費用(運賃の等級及び額を証明するに足る資料)	千葉県市原市	新島及び式根島並びにそれぞれ一島の区域の全地域

七 転居費	その支払を証明するに足る資料(転居を証明する資料同居する家族であることを証明する資料(家族の転居に要する費用を含む場合に限る。))	二 船賃	その支払を証明するに足る資料(運賃の等級及び額を証明するに足る資料その支払を証明するに足る資料)
一 鉄道賃	その支払を証明するに足る資料(運賃の等級及び額を証明するに足る資料その支払を証明するに足る資料)	三 航空賃	その支払を証明するに足る資料(運賃の等級及び額を証明するに足る資料その支払を証明するに足る資料)
二 船賃	二号から第五号までに掲げる費用(運賃の等級及び額を証明するに足る資料)	四 その他の交通費	その支払を証明するに足る資料(運賃の等級及び額を証明するに足る資料その支払を証明するに足る資料)
三 航空賃	二号から第五号までに掲げる費用(運賃の等級及び額を証明するに足る資料)	五 宿泊費	その支払を証明するに足る資料(運賃の等級及び額を証明するに足る資料その支払を証明するに足る資料)
四 その他の交通費	二号から第五号までに掲げる費用(運賃の等級及び額を証明するに足る資料)	六 包括宿泊費	その支払を証明するに足る資料(運賃の等級及び額を証明するに足る資料その支払を証明するに足る資料)
五 宿泊費	二号から第五号までに掲げる費用(運賃の等級及び額を証明するに足る資料)	七 転居費	その支払を証明するに足る資料(転居を証明する資料同居する家族であることを証明する資料(家族の転居に要する費用を含む場合に限る。))

別表第一の次に次の二表を加える。

十五 条例第二十五条第一項に規定する旅費	十四 条例第三条第六項に規定する旅費	<p>旅行命令等の変更、条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は規則第五条第二項各号に掲げる場合に該当することを証明する資料</p> <p>同居する家族であることを証明する資料（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。）</p> <p>天災又は規則第五条第三項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料</p> <p>喪失額を証明するに足る資料</p> <p>請求する種目に相当するものに応じた第一号から第十号までに掲げる資料</p> <p>条例第二十五条第一項の規定に該当することを証明するに足る資料</p>
----------------------	--------------------	---

別表第四 旅費の請求に係る記載事項又は記録事項(種目)(第九条関係)	区分	備考
一 鉄道賃	記載事項又は記録事項	旅行日ごとに記載又は記録をする事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。
二 船賃	条例第九条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号から第五号までに掲げる料金及び同項第六号に掲げる費用の各金額並びに合計金額	請求額、精算額、追給額、返納額及び精算者名
三 航空賃	条例第十条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号から第四号までに掲げる料金及び同項第五号に掲げる費用の各金額並びに合計金額	旅費の受領者名
四 その他の交通費	条例第十二条第一項第一号に掲げる運賃、同項第三号に掲げる座席指定料金及び同項第五号に掲げる費用の各金額並びに合計金額	旅行命令簿等との内容の一致を確認した確認者名
五 宿泊費	夜数及び金額	旅行日ごとに出発地、到着地、宿泊地、種目及びその金額
六 包括宿泊費	夜数及び金額	請求者の職層名、職務の級及び氏名
七 宿泊手当	夜数及び金額	旅費の受領者名
八 転居費	金額	旅行命令等の各金額及び合計金額
九 着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額	訳書兼領収書(内用)
十 家族移転費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びに記録事項、合計金額並びに旅行人員は記録事項、合計金額並びに旅行人員	訳書兼領収書(外用)

十一 渡航雑費	十二 死亡手当
別記第一号様式から第七号様式までを削る。	附則
1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。	1 この訓令による改正後の教育関係職員の旅費支給規程(以下「新規程」という。)の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和七年東京都条例第五号)による改正後の職員の旅費に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「新条例」という。)第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
2 この訓令による改正後の教育関係職員の旅費支給規程(以下「新規程」という。)の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和七年東京都条例第五号)による改正後の職員の旅費に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「新条例」という。)第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。	2 この訓令による改正後の教育関係職員の旅費支給規程(以下「新規程」という。)の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和七年東京都条例第五号)による改正後の職員の旅費に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「新条例」という。)第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の旅費に関する条例(以下「旧条例」という。)第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
3 新規程第二十二条及び第二十三条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となつた場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となつた場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。	3 新規程第二十二条及び第二十三条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となつた場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となつた場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
4 新規程第五条及び第六条の規定は、新条例第三条第五項及び第六項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受	4 新規程第五条及び第六条の規定は、新条例第三条第五項及び第六項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受

けることができる場合については、なお従前の例による。

●東京都教育委員会訓令第十一号

都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校

東京都立学校事業決定規程（平成九年東京都教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都教育委員会

第九条第一項中「、経営企画課長」を「又は経営企画課長」に改める。

別表2の部(2)の項校長の欄中「近接地外」を「教育関係職員の旅費支給規程（昭和四十八年東京都教育委員会訓令第十八号）別表第一の上欄に掲げる在勤庁の所在地に対応する同表の下欄に定める地域以外へ」に改め、同項課長代理の欄中「介護休暇」の下に「、介護時間、子育て部分休暇」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

発行
電話 ○三(五三二二)一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価
一本号
(郵送料を含む。) 六、六〇〇円 九〇〇円

印刷所
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号 101-0051